

一般国道1号神奈川県中郡大磯町地先における道路外利便施設に関する協定

道路管理者 国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）と道路外利便施設の所有者、当該利便施設の敷地である土地の所有者並びに当該敷地である土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者 株式会社プリンスホテル代表取締役（以下「乙」という。）は、乙が所有する道路外利便施設について、本協定に定める範囲において甲が管理することに合意し、道路法（昭和27年法律第180号）第48条の20第1項の規定に基づき、本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、道路外利便施設を継続的に適切に管理し、道路の通行者又は利用者の利便の確保のために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 道路外利便施設 道路の通行者又は利用者の利便の確保に資する工作物又は施設であって、乙が道路の区域外に設けた自転車の一般交通の用に供する通路（以下「自転車道」という）をいう。
- 二 道路外利便施設の管理 道路外利便施設の維持、修繕、その他の管理をいう。

（対象となる道路外利便施設及び当該利便施設に係る敷地）

第3条 本協定の対象となる道路外利便施設及び当該利便施設に係る敷地（以下「道路外利便施設及びその敷地」という。）は、別表のとおりとする。

- 2 道路外利便施設及びその敷地の位置、範囲は、別添図1及び2のとおりとする。
- 3 前2項の別表又は別添図の記載事項に変更が生じた場合においては、甲及び乙は協議を行い、当該変更等の内容に従って別表又は別添図を変更するものとする。

（道路外利便施設の管理）

第4条 甲は、前条第1項に規定する道路外利便施設について、次に定めるところにより当該道路外利便施設の管理を行うものとする。

一 自転車道の修繕

なお、自転車道に係る矢羽根等路面標示及び看板に関するものに限る。

- 2 乙は、当該道路外利便施設について、前項に定める甲が行う道路外利便施設の管理以外の管理を行うものとし、主に次の各号に定める管理を行うものとする。

一 自転車道の維持及び修繕

三 自転車道に係る矢羽根等路面標示及び看板について、修繕の必要が生じた場合の甲への連絡

三 自転車道が第三者から損害を受けた場合又は管理により第三者へ損害を与えた場合の処理

3 甲又は乙は、管理状況について必要があると認められる場合は、その実施状況の報告を乙又は甲に求めることができるものとする。

4 甲又は乙は、前項の報告により、必要があると認められる場合は、乙又は甲の管理方法に関し、協議を行うことができるものとする。

5 甲又は乙は、第1項及び第2項に規定する当該道路外利便施設の管理の範囲に変更が生じた場合又は変更の必要が生じた場合においては、別途、乙又は甲と協議を行い、変更することができるものとする。

(道路外利便施設の管理に要する費用の負担)

第5条 前条第1項の規定により甲が行う道路外利便施設の管理に要する費用については、甲が負担するものとする。

2 前条第2項により乙が行う道路外利便施設の管理に要する費用については、乙が負担するものとする。

(協定の有効期間)

第6条 本協定は、協定を締結した日から道路外利便施設が存する期間、有効とするが、甲の通行環境整備事業により本道路外利便施設に替わる国道1号の自転車道が設置され、かつ一般の用に供する場合には、その供用日の前日限り、その効力を失うものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第7条 甲又は乙は、相手方が本協定に定める事項に違反したときは、相当の期間を定めて本協定を適正に履行すべき旨を申し入れることができるものとする。

2 前項の期間の経過にかかわらず、なお違反の状態が継続しているときは、本協定の適正な履行のために必要な措置を自ら講じ、又は本協定に違反した者に対する申し入れにより本協定を解除することができるものとする。

3 前項に掲げる措置に要した費用は、本協定に違反した者が負担するものとする。

(協定の掲示方法)

第8条 甲は、本協定又はその写しを甲の横浜国道事務所において閲覧している旨を、道路外利便施設又はその敷地内の見やすい場所に掲示しなければならない。

(善管注意義務)

第9条 甲及び乙は、善良なる管理者の注意をもって、道路外利便施設の管理を行わなければならない。

2 甲及び乙は、道路外利便施設及びその敷地内において、道路外利便施設の構造に損害を及ぼし、又は危険を及ぼすおそれがあると認められる行為を行ってはならない。

(道路外利便施設の危険防止)

第10条 甲又は乙は、道路外利便施設が災害を受けた場合、当該施設において事故が発生した場合又は、異常を発見した場合において、緊急を要するときは、第4条による管理内容にかかわらず必要な措置を行うことができる。この場合においては、事後速やかに当該措置を行った旨、乙又は甲に報告し、対応方法について協議するものとする。

(道路外利便施設及びその敷地の貸与及び譲渡)

第11条 乙は、道路外利便施設及びその敷地の全部又は一部を、貸与又は譲渡（以下「貸与等」という。）しようとする場合においては、当該貸与等を受けようとする者が乙と同一の条件の下で本協定に規定する義務を遵守しなければならない旨、十分な説明を行わなければならない。

2 乙は、前項の規定に基づき、道路外利便施設及びその敷地の全部又は一部を貸与等しようとする場合においては、あらかじめ、その旨を甲に通知しなければならない。

(協議)

第12条 甲及び乙は本協定を変更する必要がある場合又はこの規定に定めのない事項、疑義を生じた事項について新たに定める必要がある場合においては、その都度協議するものとする。

(合意管轄)

第13条 甲及び乙は、本協定に関して甲乙間に紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

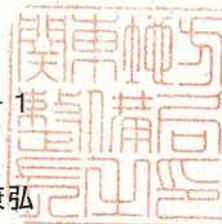
本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和2年6月9日

甲 さいたま市中央区新都心2-1

国土交通省

関東地方整備局長 石原 康弘



乙 東京都豊島区南池袋 1-16-15

株式会社プリンスホテル

代表取締役 小山 正彦

別表

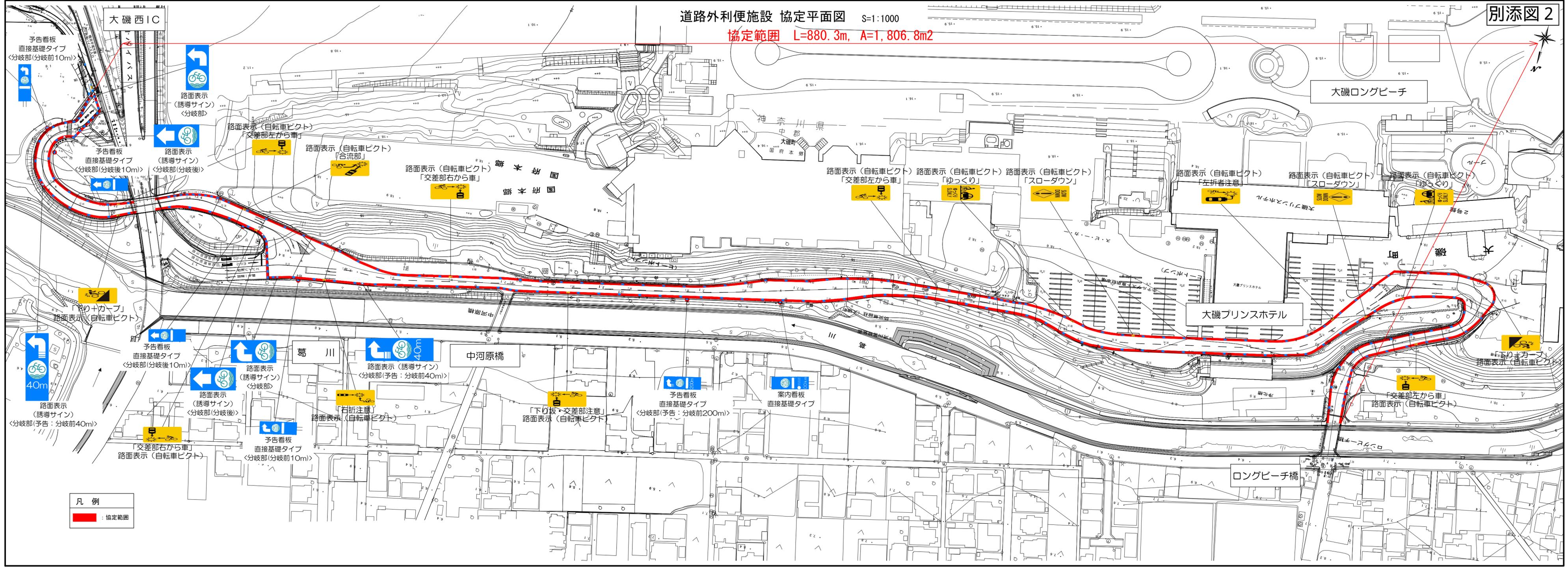
道路外利便施設及びその敷地の表示 (令和 2 年 6 月 9 日)

利便施設の名称	大磯二宮自転車道	
利便施設の所在地	神奈川県中郡大磯町国府本郷字新藤478番1 神奈川県中郡大磯町国府本郷字新藤478番2 神奈川県中郡大磯町国府本郷字新藤478番12 神奈川県中郡大磯町国府本郷字向原291番1 神奈川県中郡大磯町国府本郷字向原291番4 神奈川県中郡大磯町国府本郷字向原291番28 神奈川県中郡大磯町国府本郷字向原546番2 神奈川県中郡大磯町国府本郷字向原546番4 神奈川県中郡大磯町国府本郷字向原546番11 神奈川県中郡大磯町国府本郷字向原546番12	
敷地	所在地	利便施設の所在地に同じ
	面積	1, 806. 8㎡
備考		

道路外便利施設 協定平面図 S=1:1000

協定範囲 L=880.3m, A=1,806.8m²

別添図2



凡例

■ : 協定範囲